

● 国立研究開発法人情報通信研究機構組織規程

(平成16年4月1日 04規程第3号)

改正	平成16年	6月30日	04規程第	99号
改正	平成16年	7月13日	04規程第	101号
改正	平成17年	3月22日	04規程第	120号
改正	平成17年	3月29日	04規程第	127号
改正	平成17年	5月10日	05規程第	1号
改正	平成17年	8月2日	05規程第	13号
改正	平成17年	11月29日	05規程第	23号
改正	平成18年	3月28日	05規程第	37号
改正	平成18年	6月27日	06規程第	1号
改正	平成18年	7月4日	06規程第	9号
改正	平成18年	8月29日	06規程第	14号
改正	平成18年	9月26日	06規程第	16号
改正	平成18年	10月24日	06規程第	21号
改正	平成19年	1月30日	06規程第	31号
改正	平成19年	4月10日	07規程第	10号
改正	平成19年	6月12日	07規程第	15号
改正	平成19年	7月3日	07規程第	16号
改正	平成19年	9月11日	07規程第	19号
改正	平成19年	9月18日	07規程第	20号
改正	平成19年	7月28日	07規程第	24号
改正	平成20年	3月11日	07規程第	35号
改正	平成20年	3月18日	07規程第	38号
改正	平成20年	6月24日	08規程第	23号
改正	平成20年	7月1日	08規程第	28号
改正	平成20年	8月26日	08規程第	37号
改正	平成21年	3月31日	08規程第	55号
改正	平成21年	7月7日	09規程第	12号
改正	平成22年	3月30日	09規程第	35号
改正	平成22年	4月20日	10規程第	1号
改正	平成22年	7月6日	10規程第	9号
改正	平成23年	3月29日	10規程第	29号
改正	平成23年	12月20日	11規程第	33号
改正	平成24年	2月21日	11規程第	42号
改正	平成24年	3月13日	11規程第	62号
改正	平成24年	5月16日	12規程第	8号
改正	平成24年	6月19日	12規程第	16号
改正	平成24年	10月16日	12規程第	27号
改正	平成25年	2月19日	12規程第	45号

改正	平成25年	2月26日	12	規程第	77号
改正	平成25年	3月12日	12	規程第	84号
改正	平成25年1	1月15日	13	規程第	8号
改正	平成25年1	2月17日	13	規程第	23号
改正	平成26年	3月11日	13	規程第	26号
改正	平成26年	6月11日	14	規程第	3号
改正	平成26年	7月15日	14	規程第	13号
改正	平成26年	9月2日	14	規程第	15号
改正	平成26年1	1月11日	14	規程第	30号
改正	平成27年	5月26日	15	規程第	4号
改正	平成28年	3月29日	15	規程第	65号
改正	平成28年	9月5日	16	規程第	4号
改正	平成28年1	0月11日	16	規程第	13号
改正	平成28年1	2月20日	16	規程第	23号
改正	平成29年	3月28日	16	規程第	48号
改正	平成29年	6月22日	17	規程第	4号
改正	平成29年1	0月18日	17	規程第	22号
改正	平成30年	3月27日	17	規程第	34号
改正	平成31年	1月22日	18	規程第	23号
改正	平成31年	2月19日	18	規程第	54号
改正	令和元年1	1月12日	19	規程第	14号
改正	令和2年	3月10日	19	規程第	21号
改正	令和2年	3月24日	19	規程第	23号
改正	令和2年	3月31日	19	規程第	28号
改正	令和3年	3月30日	20	規程第	53号
改正	令和3年	6月29日	21	規程第	10号
改正	令和3年1	1月24日	21	規程第	20号
改正	令和4年	3月16日	21	規程第	31号
改正	令和4年	6月21日	22	規程第	5号
改正	令和5年	2月22日	22	規程第	32号
改正	令和5年	3月1日	22	規程第	34号
改正	令和5年	3月14日	22	規程第	42号
改正	令和5年	3月14日	22	規程第	49号
改正	令和5年	3月30日	22	規程第	53号
改正	令和5年	6月20日	23	規程第	5号
改正	令和5年	7月18日	23	規程第	7号
改正	令和6年	3月28日	23	規程第	40号
改正	令和6年	3月28日	23	規程第	50号
改正	令和6年	6月25日	24	規程第	11号
改正	令和6年	8月27日	24	規程第	42号

改正	令和	6年	9月19日	24規程第	64号
改正	令和	7年	1月21日	24規程第	71号
改正	令和	7年	3月11日	24規程第	80号
改正	令和	7年	3月27日	24規程第	89号
改正	令和	7年	6月24日	25規程第	15号
改正	令和	7年	11月4日	25規程第	23号
改正	令和	7年	12月10日	25規程第	32号
改正	令和	8年	3月26日	25規程第	46号
改正	令和	8年	4月21日	26規程第	1号

## 目次

### 第1章 総則（第1条－第6条）

### 第2章 機構の組織

#### 第1節 特別な職（第7条）

#### 第2節 機構に置かれる組織（第8条）

#### 第3節 各組織の業務及び構成

##### 第1款 分野別の研究開発等を推進する組織

###### 第1目 電磁波研究所（第9条－第27条）

###### 第2目 ネットワーク研究所（第28条－第45条）

###### 第3目 サイバーセキュリティ研究所（第46条－第67条）

###### 第4目 ユニバーサルコミュニケーション研究所（第68条－第83条）

###### 第5目 未来ICT研究所（第84条－第114条）

##### 第2款 横断的研究開発やイノベーション創出を促進する研究開発等を推進する組織

###### 第1目 Beyond Connectivity研究開発推進ユニット（第115条－第128条）

###### 第2目 AI研究開発推進ユニット（第129条－第132条）

###### 第3目 量子ICT協創センター（第133条－第136条）

###### 第4目 レジリエントICT研究センター（第137条－第142条）

###### 第5目 テストベッド研究開発推進センター（第143条－第147条）

###### 第6目 先端ICTデバイス研究開発推進センター（第148条）

##### 第3款 社会実装機能・外部連携機能等を推進する組織

###### 第1目 オープンイノベーション推進本部（第149条－第151条）

###### 第2目 FAユニット（第152条－第156条）

###### 第3目 イノベーションハブユニット（第157条－第161条）

###### 第4目 NRAユニット（第162条－第165条）

###### 第5目 イノベーション推進部門（第166条－第171条）

###### 第6目 グローバル推進部門（第172条－第178条）

###### 第7目 デプロイメント推進部門（第179条－第185条）

###### 第8目 グローバル研究戦略推進ユニット（第186条）

- 第9目 北陸連携研究センター（第187条—第191条）
- 第4款 機構の運営その他の業務を推進する組織
  - 第1目 総務部（第192条—第204条）
  - 第2目 財務部（第205条—第219条）
  - 第3目 経営企画部（第220条—第224条）
  - 第4目 業務企画部（第225条—第238条）
  - 第5目 広報部（第239条—第242条）
  - 第6目 イノベーションデザインイニシアティブ（第243条）
  - 第7目 NICTナレッジハブ（第244条）
  - 第8目 ダイバーシティ推進室（第245条）
  - 第9目 IGS開発室（第246条）
  - 第10目 GPAI専門家コミュニティ東京センター事務局（第247条）
  - 第11目 監査室（第248条）

第4節 職制（第249条—第298条）

第3章 その他（第299条—第302条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の組織及び職制については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、関係法令等において使用する用語の例による。

（理事会）

第3条 機構に、その業務の運営に関する重要事項を審議し、決定するため、理事会を置く。

2 理事会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（アドバイザー委員会）

第4条 機構に、外部の学識経験者及び有識者から得られる知見を機構の運営に反映するため、アドバイザー委員会を置く。

2 アドバイザー委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（企画戦略委員会）

第5条 機構に、その業務の研究計画・推進に関する基本方針に関する事項を審議するため、企画戦略委員会を置く。

2 企画戦略委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会等）

第6条 機構に、その業務の遂行に関し必要な事項を審議するため、別に定めるところに

より、職員又は外部の学識経験者若しくは有識者で構成する委員会、会議等を置くことができる。

## 第2章 機構の組織

### 第1節 特別な職

(執行役)

第7条 機構に、執行役を置く。

2 執行役は、命を受けて、機構の重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

### 第2節 機構に置かれる組織

(機構に置かれる組織)

第8条 機構に、分野別の研究開発等を推進する次の組織を置く。

電磁波研究所

ネットワーク研究所

サイバーセキュリティ研究所

ユニバーサルコミュニケーション研究所

未来ICT研究所

2 機構に、横断的研究開発やイノベーション創出を促進する研究開発等を推進する次の組織を置く。

Beyond Connectivity 研究開発推進ユニット

AI 研究開発推進ユニット

量子ICT協創センター

レジリエントICT研究センター

テストベッド研究開発推進センター

先端ICTデバイス研究開発推進センター

3 機構に、社会実装機能・外部連携機能等を推進する次の組織を置く。

オープンイノベーション推進本部

オープンイノベーション推進本部FAユニット（以下「FAユニット」という。）

オープンイノベーション推進本部イノベーションハブユニット（以下「イノベーションハブユニット」という。）

オープンイノベーション推進本部NRAユニット（以下「NRAユニット」という。）

オープンイノベーション推進本部イノベーション推進部門（以下「イノベーション推進部門」という。）

オープンイノベーション推進本部グローバル推進部門（以下「グローバル推進部門」という。）

オープンイノベーション推進本部デプロイメント推進部門（以下「デプロイメント推進部門」という。）

グローバル研究戦略推進ユニット

北陸連携研究センター

4 機構に、機構の運営その他の業務を推進する次の組織を置く。

総務部

財務部

経営企画部

業務企画部

広報部

イノベーションデザインイニシアティブ

NICTナレッジハブ

ダイバーシティ推進室

I G S 開発室

G P A I 専門家コミュニティ東京センター事務局

監査室

第3節 各組織の業務及び構成

第1款 分野別の研究開発等を推進する組織

第1目 電磁波研究所

(電磁波研究所の業務)

第9条 電磁波研究所は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 リモートセンシング技術の研究開発に関する事。
- 二 デジタル光学基盤技術の研究開発に関する事。
- 三 宇宙環境技術の研究開発に関する事。
- 四 電磁環境技術の研究開発に関する事。
- 五 時空標準技術の研究開発に関する事。
- 六 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。
- 七 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。
- 八 無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び較正を行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 前各号に掲げる研究開発のほか、電磁波研究所の所掌事務で他の所掌に属しない研究開発に関する事。

(電磁波研究所直下に置く室及びセンター)

第10条 電磁波研究所の直下に次の室及びセンターを置く。

総合企画室

リモートセンシング研究室

デジタル光学基盤研究室

電磁波先進・基盤研究センター

(総合企画室の業務)

第11条 総合企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 電磁波研究所長の業務の補佐に関する事。
- 二 電磁波研究所に置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関する事。
- 三 別表第1に掲げる事業所のうち沖縄電磁波技術センターの維持管理に関する事。

四 電磁波研究所の庶務に関すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、電磁波研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総合企画室に置くグループ)

第12条 総合企画室に以下の管理グループを置く。

管理グループ

沖縄管理グループ

(管理グループの業務)

第13条 管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 第11条第4号に掲げる業務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(沖縄管理グループの業務)

第14条 沖縄管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 第11条第3号に掲げる業務

二 別表第1に掲げる事業所のうち沖縄電磁波技術センターに置く組織及び当該事業所を勤務地とする職員の庶務に関すること。

三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(リモートセンシング研究室の業務)

第15条 リモートセンシング研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 リモートセンシング技術の研究開発に関すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(デジタル光学基盤研究室の業務)

第16条 デジタル光学基盤研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 デジタル光学基盤技術の研究開発に関すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(電磁波先進・基盤研究センターの業務)

第17条 電磁波先進・基盤研究センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 宇宙環境技術の研究開発に関すること。

二 電磁環境技術の研究開発に関すること

三 時空標準技術の研究開発に関すること。

四 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。

五 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。

六 無線設備(高周波利用設備を含む。)の機器の試験及び較正を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(電磁波先進・基盤研究センターに置く室)

第18条 電磁波先進・基盤研究センターに次の室を置く。

宇宙環境研究室

電磁環境研究室

## 時空標準研究室

(宇宙環境研究室の業務)

第19条 宇宙環境研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 宇宙環境の現況把握及び予測並びにその社会への影響に関する研究開発に関すること。
- 二 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(宇宙環境研究室に置くグループ)

第20条 宇宙環境研究室に宇宙天気予報グループを置く。

(宇宙天気予報グループの業務)

第21条 宇宙天気予報グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第19条第2号に掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(電磁環境研究室の業務)

第22条 電磁環境研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 先端EMC計測技術の研究開発に関すること。
- 二 生体EMC技術の研究開発に関すること。
- 三 無線設備(高周波利用設備を含む。)の機器の試験及び較正を行うこと。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(電磁環境研究室に置くグループ)

第23条 電磁環境研究室に標準較正グループを置く。

(標準較正グループの業務)

第24条 標準較正グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第22条第3号に掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(時空標準研究室の業務)

第25条 時空標準研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 時空標準技術の研究開発に関すること。
- 二 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(時空標準研究室に置くグループ)

第26条 時空標準研究室に日本標準時グループを置く。

(日本標準時グループの業務)

第27条 日本標準時グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第25条第2号に掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第2目 ネットワーク研究所

(ネットワーク研究所の業務)

第28条 ネットワーク研究所は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ネットワークアーキテクチャ技術の研究開発に関すること。
- 二 フォトニックネットワーク技術の研究開発に関すること。
- 三 光アクセス基盤技術の研究開発に関すること。
- 四 ワイヤレスシステム技術の研究開発に関すること。
- 五 宇宙通信システム技術の研究開発に関すること。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ネットワーク研究所直下に置く室及びセンター)

第29条 ネットワーク研究所の直下に次の室及びセンターを置く。

総合企画室

ネットワークアーキテクチャ研究室

フォトニックICT研究センター

ワイヤレスネットワーク研究センター

(総合企画室の業務)

第30条 総合企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ネットワーク研究所長及びフォトニックICT研究センター長の業務の補佐に関すること。
- 二 ネットワーク研究所に置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。
- 三 ネットワーク研究所の庶務に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、ネットワーク研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総合企画室に置くグループ)

第31条 総合企画室に管理グループを置く。

(管理グループの業務)

第32条 管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第30条第3号に掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ネットワークアーキテクチャ研究室の業務)

第33条 ネットワークアーキテクチャ研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ネットワークアーキテクチャ技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(フォトニックICT研究センターの業務)

第34条 フォトニックICT研究センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 フォトニックネットワーク技術の研究開発に関すること。
- 二 光アクセス基盤技術の研究開発に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(フォトニックICT研究センターに置く室)

第35条 フォトニックICT研究センターに次の室を置く。

フォトニックネットワーク研究室

光アクセス基盤研究室

(フォトニックネットワーク研究室の業務)

第36条 フォトニックネットワーク研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 フォトニックネットワーク技術の研究開発に関すること。
- 二 ロバスト光ネットワーク基盤技術の研究開発に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(光アクセス基盤研究室の業務)

第37条 光アクセス基盤研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 光アクセス基盤技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ワイヤレスネットワーク研究センターの業務)

第38条 ワイヤレスネットワーク研究センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ワイヤレスシステム技術の研究開発に関すること。
- 二 宇宙通信システム技術の研究開発に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ワイヤレスネットワーク研究センターに置く室)

第39条 ワイヤレスネットワーク研究センターに次の室を置く。

企画室

ワイヤレスシステム研究室

宇宙通信システム研究室

(企画室の業務)

第40条 企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ワイヤレスネットワーク研究センター長の業務の補佐に関すること。
- 二 ワイヤレスネットワーク研究センターに置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。
- 三 別表第1に掲げる事業所のうちワイヤレスネットワーク研究センターの維持管理に関すること。
- 四 別表第1に掲げる事業所のうち鹿島宇宙技術センターの維持管理に関すること。
- 五 ワイヤレスネットワーク研究センターの庶務に関すること。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、ワイヤレスネットワーク研究センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企画室に置くグループ)

第41条 企画室に以下のグループを置く。

横須賀管理グループ

鹿島管理グループ

(横須賀管理グループの業務)

第42条 横須賀管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第40条第3号に掲げる業務
- 二 別表第1に掲げる事業所のうちワイヤレスネットワーク研究センターに置く組織及

び当該事業所を勤務地とする職員の庶務に関すること。

三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(鹿島管理グループの業務)

第43条 鹿島管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 第40条第4号に掲げる業務

二 別表第1に掲げる事業所のうち鹿島宇宙技術センターに置く組織及び当該事業所を勤務地とする職員の庶務に関すること。

三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ワイヤレスシステム研究室の業務)

第44条 ワイヤレスシステム研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 ワイヤレスシステム技術の研究開発に関すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(宇宙通信システム研究室の業務)

第45条 宇宙通信システム研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 宇宙通信システム技術の研究開発に関すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第3目 サイバーセキュリティ研究所

(サイバーセキュリティ研究所の業務)

第46条 サイバーセキュリティ研究所は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 サイバーセキュリティ技術の研究開発に関すること。

二 暗号技術、プライバシー保護技術及び評価技術の研究開発に関すること。

三 サイバーセキュリティ脅威の把握・分析と情報提供に関すること。

四 サイバーセキュリティ研究所のインフラ構築・管理・運用に関すること。

五 サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練を行うこと。

六 若手セキュリティエンジニアの育成を行うこと。

七 サイバートレーニングを高度化するための研究開発に関すること。

八 サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成に関すること。

九 I o T機器のサイバーセキュリティ対策の促進に関すること。

十 A Iセキュリティ技術の研究開発に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

十一 前各号に掲げる研究開発のほか、サイバーセキュリティ研究所の所掌事務で他の所掌に属しない研究開発に関すること。

十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(サイバーセキュリティ研究所直下に置く室及びセンター等)

第47条 サイバーセキュリティ研究所の直下に次の室及びセンター等を置く。

総合企画室

サイバーセキュリティ研究室

セキュリティ基盤研究室

サイバー脅威分析室

サイバーインフラ室

サイバーセキュリティネクサス

ナショナルサイバートレーニングセンター  
ナショナルサイバーオブザベーションセンター  
AIセキュリティ研究センター

(総合企画室の業務)

第48条 総合企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 サイバーセキュリティ研究所長の業務の補佐に関すること。
- 二 サイバーセキュリティ研究所に置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。
- 三 別表第1に掲げる事業所のうちサイバーセキュリティリカレントエボリューションセンターの維持管理に関すること。
- 四 サイバーセキュリティ研究所の庶務に関すること（CYNEX事業推進室、サイバートレーニング事業推進室及びサイバーオブザベーション事業推進室の所掌に属するものを除く。）。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティ研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総合企画室に置くグループ)

第49条 総合企画室に管理グループを置く。

(管理グループの業務)

第50条 管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第48条第3号及び第4号に掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(サイバーセキュリティ研究室の業務)

第51条 サイバーセキュリティ研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 サイバーセキュリティ技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(セキュリティ基盤研究室の業務)

第52条 セキュリティ基盤研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 暗号技術、プライバシー保護技術及び評価技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(サイバー脅威分析室の業務)

第53条 サイバー脅威分析室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 サイバーセキュリティ脅威の把握・分析と情報提供に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(サイバーインフラ室の業務)

第54条 サイバーインフラ室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 サイバーセキュリティ研究所のインフラ構築・管理・運用に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(サイバーセキュリティネクサスの業務)

第55条 サイバーセキュリティネクサスは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。  
(サイバーセキュリティネクサスに置く室)

第56条 サイバーセキュリティネクサスに次の室を置く。

CYNEX事業推進室

CYNEX研究開発運用室

(CYNEX事業推進室の業務)

第57条 CYNEX事業推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 サイバーセキュリティネクサス長の業務の補佐に関すること。
- 二 サイバーセキュリティネクサスに置く組織及び職員の事業推進業務及び研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。
- 三 別表第1に掲げる事業所のうちCYXROSS COREの維持管理に関すること。
- 四 サイバーセキュリティネクサスの庶務に関すること。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティネクサスの所掌業務で他の所掌に属しないものに関すること。

(CYNEX研究開発運用室の業務)

第58条 CYNEX研究開発運用室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成に関すること (CYNEX事業推進室の所掌に属するものを除く。)
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ナショナルサイバートレーニングセンターの業務)

第59条 ナショナルサイバートレーニングセンターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練を行うこと。
- 二 若手セキュリティエンジニアの育成を行うこと。
- 三 サイバートレーニングを高度化するための研究開発に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ナショナルサイバートレーニングセンターに置く室)

第60条 ナショナルサイバートレーニングセンターに次の室を置く。

サイバートレーニング事業推進室

サイバートレーニング研究室

(サイバートレーニング事業推進室の業務)

第61条 サイバートレーニング事業推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ナショナルサイバートレーニングセンター長の業務の補佐に関すること。
- 二 サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練 (次条第2号に掲げる業務を除く。)を行うこと。
- 三 若手セキュリティエンジニアの育成 (次条第3号に掲げる業務を除く。)を行うこと。
- 四 ナショナルサイバートレーニングセンターに置く組織及び職員の事業推進業務及び研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。

五 ナショナルサイバートレーニングセンターの庶務に関すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、ナショナルサイバートレーニングセンターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(サイバートレーニング研究室の業務)

第62条 サイバートレーニング研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 サイバートレーニングを高度化するための研究開発に関すること。

二 サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練に係るトレーニングプログラムの開発に関すること。

三 若手セキュリティエンジニアの育成に係るトレーニングプログラムの開発に関すること。

四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ナショナルサイバーオブザベーションセンターの業務)

第63条 ナショナルサイバーオブザベーションセンターは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 I o T機器のサイバーセキュリティ対策の促進に関すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ナショナルサイバーオブザベーションセンターに置く室)

第64条 ナショナルサイバーオブザベーションセンターに次の室を置く。

サイバーオブザベーション事業推進室

サイバーオブザベーション運用室

(サイバーオブザベーション事業推進室の業務)

第65条 サイバーオブザベーション事業推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 ナショナルサイバーオブザベーションセンター長の業務の補佐に関すること。

二 ナショナルサイバーオブザベーションセンターに置く組織及び職員の調査業務に係る支援に関すること(サイバーオブザベーション運用室の所掌に属するものを除く。)

三 ナショナルサイバーオブザベーションセンターの庶務に関すること。

四 機構法第18条第1項から第5項の総務大臣の認可に関すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、ナショナルサイバーオブザベーションセンターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(サイバーオブザベーション運用室の業務)

第66条 サイバーオブザベーション運用室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 I o T機器のサイバーセキュリティ対策の促進に係る調査に関すること。

二 I o T機器のサイバーセキュリティ対策の促進のための研究開発に関すること。

三 機構法第18条第1項に規定する業務の実施に関し、同法同条第2項に規定する業務の実施に関する計画に基づく特定アクセス行為に係る調査に関すること。

四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(A Iセキュリティ研究センターの業務)

- 第67条 AIセキュリティ研究センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 AIセキュリティ技術の研究開発に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
  - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第4目 ユニバーサルコミュニケーション研究所  
(ユニバーサルコミュニケーション研究所の業務)

- 第68条 ユニバーサルコミュニケーション研究所は、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 AI複合体技術の研究開発に関すること。
  - 二 マルチモーダルAIコミュニケーション技術の研究開発に関すること。
  - 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ユニバーサルコミュニケーション研究所直下に置く室及びセンター)

- 第69条 ユニバーサルコミュニケーション研究所の直下に次の室及びセンターを置く。

総合企画室

データ駆動知能システム研究センター

マルチモーダルAIコミュニケーション研究センター

(総合企画室の業務)

- 第70条 総合企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ユニバーサルコミュニケーション研究所長、データ駆動知能システム研究センター長及びマルチモーダルAIコミュニケーション研究センター長の業務の補佐に関すること。
- 二 ユニバーサルコミュニケーション研究所に置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。
- 三 別表第1に掲げる事業所のうちユニバーサルコミュニケーション研究所の維持管理に関すること。
- 四 ユニバーサルコミュニケーション研究所の庶務に関すること。
- 五 第68条各号に規定する研究開発に関する戦略の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 六 第68条各号に規定する研究開発成果の社会実装に関すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、ユニバーサルコミュニケーション研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総合企画室に置くグループ)

- 第71条 総合企画室に次のグループを置く。

管理グループ

企画戦略グループ

地域連携推進グループ

知財契約グループ

共通基盤グループ

システム開発グループ

(管理グループの業務)

- 第72条 管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第70条第4号及び第8号に掲げる業務
  - 二 第70条第3号に掲げる業務（第76条に関するものを除く。）
  - 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- （企画戦略グループの業務）

第73条 企画戦略グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第70条第1号、第2号及び第5号に掲げる業務（次条及び第75条に関するものを除く。）
  - 二 第70条第6号に掲げる業務のうち産学官連携等による普及啓発に関すること（次条、第75条及び第77条に関するものを除く。）
  - 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- （地域連携推進グループの業務）

第74条 地域連携推進グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第70条第1号、第2号及び第5号に掲げる業務のうち、けいはんな地域に関すること（次条に関するものを除く）。
  - 二 第70条第6号に掲げる業務のうち、けいはんな地域の産学官連携等による普及啓発に関すること（次条及び第77条に関するものを除く）。
  - 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- （知財契約グループの業務）

第75条 知財契約グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第70条第5号及び第6号に掲げる業務のうち、知財創造サイクル推進のための知的財産活動方針並びに知的財産の創造、保護、活用及び契約に関すること（第77条に関するものを除く）。
  - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- （共通基盤グループの業務）

第76条 共通基盤グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第70条第3号に掲げる業務のうち共通基盤の整備、維持、更新、運用及び管理に関すること。
  - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- （システム開発グループの業務）

第77条 システム開発グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第70条第6号に掲げる業務のうち第68条各号に規定する技術を活用した統合的なシステム及び多様なユーザインターフェースに対応したシステムの開発・運用に関すること。
  - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- （データ駆動知能システム研究センターの業務）

第78条 データ駆動知能システム研究センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 AI複合体技術の研究開発に関すること。
  - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- （マルチモーダルAIコミュニケーション研究センターの業務）

第79条 マルチモーダルAIコミュニケーション研究センターは、次の各号に掲げる業

務を行う。

- 一 マルチモーダルA I コミュニケーション技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる研究開発のほか、ユニバーサルコミュニケーション研究所の所掌業務で他の所掌に属しない研究開発に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(マルチモーダルA I コミュニケーション研究センターに置く室)

第80条 マルチモーダルA I コミュニケーション研究センターに次の室を置く。

マルチモーダル音声コミュニケーション研究室

多言語・多文化コミュニケーション研究室

リアリティ知能統合研究室

(マルチモーダル音声コミュニケーション研究室の業務)

第81条 マルチモーダル音声コミュニケーション研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 マルチモーダル音声コミュニケーション技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(多言語・多文化コミュニケーション研究室の業務)

第82条 多言語・多文化コミュニケーション研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 多言語・多文化コミュニケーション技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(リアリティ知能統合研究室の業務)

第83条 リアリティ知能統合研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 リアル・バーチャル融合コミュニケーション技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

第5目 未来I C T研究所

(未来I C T研究所の業務)

第84条 未来I C T研究所は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 先端I C T基盤技術の研究開発に関すること。
- 二 フロンティアI C T技術の研究開発に関すること。
- 三 バイオインクルーシブI C T基盤技術の研究開発に関すること。
- 四 脳情報通信基盤技術の研究開発に関すること。
- 五 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(未来I C T研究所直下に置く室及びセンター)

第85条 未来I C T研究所の直下に次の室及びセンターを置く。

総合企画室

神戸フロンティア研究センター

バイオI C T協創センター

小金井フロンティア研究センター

脳情報通信融合研究センター

(総合企画室の業務)

第86条 総合企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 未来 I C T 研究所長の業務の補佐に関すること。
- 二 未来 I C T 研究所に置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。
- 三 神戸フロンティア研究センター長の業務の補佐に関すること。
- 四 バイオ I C T 協創センター長の業務の補佐に関すること。
- 五 別表第 1 に掲げる事業所のうち未来 I C T 研究所の維持管理に関すること。
- 六 未来 I C T 研究所の庶務に関すること。
- 七 先端 I C T デバイス研究開発推進センターの庶務に関すること（本部に置かれるものを除く。）。
- 八 地域の連携の企画及び推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、未来 I C T 研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（総合企画室に置くグループ）

第 8 7 条 総合企画室に神戸管理グループを置く。

（神戸管理グループの業務）

第 8 8 条 神戸管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第 8 6 条第 5 号から第 7 号までに掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（総合企画室に置く連携拠点）

第 8 9 条 総合企画室に関西 I C T 連携拠点を置く。

（関西 I C T 連携拠点の業務）

第 9 0 条 関西 I C T 連携拠点は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 関西地域における地域の連携の企画及び推進に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（神戸フロンティア研究センターの業務）

第 9 1 条 神戸フロンティア研究センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 集積型超伝導回路基盤技術の研究開発に関すること。
- 二 ナノハイブリッド基盤技術の研究開発に関すること。
- 三 深紫外光 I C T 技術の研究開発に関すること。
- 四 前 3 号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（神戸フロンティア研究センターに置く室）

第 9 2 条 神戸フロンティア研究センターに次の室を置く。

超伝導 I C T 研究室

ナノ機能集積 I C T 研究室

深紫外光 I C T 研究室

（超伝導 I C T 研究室の業務）

第 9 3 条 超伝導 I C T 研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 超伝導 I C T 基盤技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ナノ機能集積 I C T 研究室の業務)

第 9 4 条 ナノ機能集積 I C T 研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ナノ機能集積 I C T 基盤技術の研究開発に関する事。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。

(深紫外光 I C T 研究室の業務)

第 9 5 条 深紫外光 I C T 研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 深紫外光 I C T 技術の研究開発に関する事。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。

(バイオ I C T 協創センターの業務)

第 9 6 条 バイオ I C T 協創センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 微小脳規範型 I C T 技術の研究開発に関する事。
- 二 生得的 I C T 基盤技術の研究開発に関する事。
- 三 前 2 号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。

(バイオ I C T 協創センターに置く室)

第 9 7 条 バイオ I C T 協創センターに次の室を置く。

バイオ I C T 研究室

ニューロ I C T 研究室

(バイオ I C T 研究室の業務)

第 9 8 条 バイオ I C T 研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 生得的 I C T 基盤技術の研究開発に関する事。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。

(ニューロ I C T 研究室の業務)

第 9 9 条 ニューロ I C T 研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 微小脳規範型 I C T 基盤技術の研究開発に関する事。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。

(小金井フロンティア研究センターの業務)

第 1 0 0 条 小金井フロンティア研究センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 超高周波基盤技術の研究開発に関する事。
- 二 酸化物半導体デバイス技術の研究開発に関する事。
- 三 量子情報通信基盤技術の研究開発に関する事。
- 四 前 3 号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。

(小金井フロンティア研究センターに置く室)

第 1 0 1 条 小金井フロンティア研究センターに次の室を置く。

企画室

量子 I C T 研究室

超高周波 I C T 研究室

グリーン I C T デバイス研究室

(企画室の業務)

第 1 0 2 条 企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 小金井フロンティア研究センター長の業務の補佐に関する事。

- 二 小金井フロンティア研究センターに置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。
- 三 小金井フロンティア研究センターの庶務に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、小金井フロンティア研究センターの所掌事務で他の所掌に属さないものに関すること。

(量子ICT研究室の業務)

第103条 量子ICT研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 量子ICT基盤技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(超高周波ICT研究室の業務)

第104条 超高周波ICT研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 超高周波ICT基盤技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(グリーンICTデバイス研究室の業務)

第105条 グリーンICTデバイス研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 酸化物半導体電子デバイスの研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(脳情報通信融合研究センターの業務)

第106条 脳情報通信融合研究センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 脳機能計測・解析技術の研究開発に関すること。
- 二 脳情報通信技術の研究開発に関すること。
- 三 脳情報通信技術の社会的受容性向上と産学連携研究活動の推進に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(脳情報通信融合研究センターに置く室)

第107条 脳情報通信融合研究センターに次の室を置く。

企画室

脳情報通信融合研究室

脳機能解析研究室

脳情報工学研究室

(企画室の業務)

第108条 企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 脳情報通信融合研究センター長の業務の補佐に関すること。
- 二 脳情報通信融合研究センターに置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。
- 三 別表第1に掲げる事業所のうち脳情報通信融合研究センターの維持管理に関すること。
- 四 脳情報通信融合研究センターの庶務に関すること。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、脳情報通信融合研究センターの所掌事務で他の所掌に

属しないものに関すること。

(企画室に置くグループ)

第109条 企画室に次のグループを置く。

吹田管理グループ

脳計測運用グループ

(吹田管理グループの業務)

第110条 吹田管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 第108条第3号及び第4号に掲げる業務（他の所掌に属するものを除く。）

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(脳計測運用グループの業務)

第111条 脳計測運用グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 第108条第3号に掲げる業務のうち脳計測設備の整備、維持、更新、運用及び管理に関すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(脳情報通信融合研究室の業務)

第112条 脳情報通信融合研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 高次脳型情報処理技術の研究開発に関すること。

二 脳情報統合分析技術の研究開発に関すること。

三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(脳機能解析研究室の業務)

第113条 脳機能解析研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 脳機能解析技術の研究開発に関すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(脳機能工学研究室の業務)

第114条 脳機能工学研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 脳情報工学技術の研究開発に関すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第2款 横断的研究開発やイノベーション創出を促進する研究開発等を推進する組織

第1目 Beyond Connectivity研究開発推進ユニット

(Beyond Connectivity研究開発推進ユニットの業務)

第115条 Beyond Connectivity研究開発推進ユニットは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 次世代情報通信の接続性の研究開発の推進に関すること。

二 ソーシャルICT及び産業用無線通信技術の研究開発に関すること。

三 テラヘルツ帯電磁波を用いた情報通信技術及びセンシング基盤技術の研究開発に関すること。

四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(Beyond Connectivity研究開発推進ユニット直下に置く室等)

第116条 Beyond Connectivity研究開発推進ユニットの直下に次

の室等を置く。

総合企画室

Beyond Connectivityデザインイニシアティブ

先進的Connectivity協創センター

テラヘルツ研究センター

(総合企画室の業務)

第117条 総合企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 Beyond Connectivity研究開発推進ユニット長、先進的Connectivity協創センター長及びテラヘルツ研究センター長の業務の補佐に関する事。
- 二 Beyond Connectivity研究開発推進ユニットに置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関する事。
- 三 Beyond Connectivity研究開発推進ユニットの庶務に関する事。
- 四 別表第1に掲げる事業所のうちイノベーションセンターの維持管理に関する事。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。
- 六 前各号に掲げるもののほか、Beyond Connectivity研究開発推進ユニットの所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(総合企画室に置くグループ)

第118条 総合企画室に日本橋管理グループを置く。

(日本橋管理グループの業務)

第119条 日本橋管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第117条第4号に掲げる業務
- 二 別表第1に掲げる事業所のうちイノベーションセンターに置く組織及び当該事業所を勤務地とする職員の庶務に関する事。
- 三 前2号に掲げる業務に付帯する業務を行う事。

(Beyond Connectivityデザインイニシアティブの業務)

第120条 Beyond Connectivityデザインイニシアティブは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構の次世代情報通信の接続性の研究開発の推進に関する事(他の所掌に関するものを除く。)
- 二 機構の次世代情報通信の接続性の研究開発の効果的な情報発信と総合実証に係る企画及び推進に関する事(他の所掌に関するものを除く。)
- 三 次世代情報通信の接続性に関する産学連携活動プラットフォームの推進に関する事(他の所掌に関するものを除く。)
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。

(先進的Connectivity協創センターの業務)

第121条 先進的Connectivity協創センターの業務は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ソーシャルICTの実証的研究開発に関する事。

二 産業用システムにおける無線通信技術の研究開発に関すること。

三 前2号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(先進的Connectivity協創センターに置く室)

第122条 先進的Connectivity協創センターに次の室を置く。

ソーシャルICTシステム研究室

インダストリアルワイヤレスシステム研究室

(ソーシャルICTシステム研究室の業務)

第123条 ソーシャルICTシステム研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 ソーシャルICTの実証的研究開発に関すること。

二 前号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(インダストリアルワイヤレスシステム研究室の業務)

第124条 インダストリアルワイヤレスシステム研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 産業用システムにおける無線通信技術の研究開発に関すること。

二 前号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(テラヘルツ研究センターの業務)

第125条 テラヘルツ研究センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 テラヘルツ帯電磁波を用いた情報通信技術の研究開発に関すること。

二 テラヘルツ帯電磁波を用いたセンシング基盤技術の研究開発に関すること。

三 前2号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(テラヘルツ研究センターに置く室)

第126条 テラヘルツ研究センターに次の室を置く。

テラヘルツ連携研究室

テラヘルツリモートセンシング研究室

(テラヘルツ連携研究室の業務)

第127条 テラヘルツ連携研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 テラヘルツ帯電磁波を用いた情報通信技術の研究開発に関すること。

二 前号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(テラヘルツリモートセンシング研究室の業務)

第128条 テラヘルツリモートセンシング研究室の業務は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 テラヘルツ帯電磁波を用いたセンシング基盤技術の研究開発に関すること。

二 前号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

第2目 AI研究開発推進ユニット

(AI研究開発推進ユニットの業務)

第129条 AI研究開発推進ユニットは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 AI研究開発の推進に関すること。

二 国のAI戦略への機構としての貢献に関すること。

三 前2号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(AI研究開発推進ユニット直下に置く室等)

第130条 AI研究開発推進ユニットの直下に次の室等を置く。

総合企画室

AI研究開発デザインイニシアティブ

(総合企画室の業務)

第131条 総合企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 AI研究開発推進ユニット長の業務の補佐に関すること。
- 二 AI研究開発推進ユニットに置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。
- 三 AI研究開発推進ユニットの庶務に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、AI研究開発推進ユニットの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(AI研究開発デザインイニシアティブの業務)

第132条 AI研究開発デザインイニシアティブは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構のAI研究開発の戦略に係る企画及び推進に関すること(他の所掌に関するものを除く。)
- 二 機構のAI研究開発の効果的な情報発信に係る企画及び推進に関すること(他の所掌に関するものを除く。)
- 三 AIに関する産学官連携活動プラットフォームの推進に関すること(他の所掌に関するものを除く。)
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第3目 量子ICT協創センター

(量子ICT協創センターの業務)

第133条 量子ICT協創センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 量子セキュリティ融合分野の研究開発に関すること。
- 二 衛星量子通信技術の研究開発に関すること。
- 三 量子技術プラットフォームの整備、管理、運用に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(量子ICT協創センターに置く室等)

第134条 量子ICT協創センターに以下の室等を置く。

総合企画室

量子ICTデザインイニシアティブ

(総合企画室の業務)

第135条 総合企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 量子ICT協創センター長の業務の補佐に関すること。
- 二 量子ICT協創センターに置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。
- 三 量子ICT協創センターの庶務に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、量子ICT協創センターの所掌事務で他の所掌に属し

ないものに関すること。

(量子ICTデザインイニシアティブの業務)

第136条 量子ICTデザインイニシアティブは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 量子ICT協創センターの研究開発に関する戦略の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 量子ICT技術に関する産学官連携の推進に関すること。
- 三 量子ICT協創センターの効果的な情報発信に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第4目 レジリエントICT研究センター

(レジリエントICT研究センターの業務)

第137条 レジリエントICT研究センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 レジリエントICT基盤技術の研究開発に関すること。
- 二 地域の連携の企画及び推進に関すること（他の所掌に関するものを除く。）。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(レジリエントICT研究センターに置く室)

第138条 レジリエントICT研究センターに次の室を置く。

企画連携推進室

サステナブルICTシステム研究室

(企画連携推進室の業務)

第139条 企画連携推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 レジリエントICT研究センター長の業務の補佐に関すること。
- 二 レジリエントICT研究センターに置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。
- 三 レジリエントICT分野の研究開発に係る研究連携に関すること。
- 四 別表第1に掲げる事業所のうちレジリエントICT研究センターの維持管理に関すること。
- 五 レジリエントICT研究センターの庶務に関すること。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、レジリエントICT研究センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(サステナブルICTシステム研究室の業務)

第140条 サステナブルICTシステム研究室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 サステナブルICTシステム技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(レジリエントICT研究センターに置く連携拠点)

第141条 レジリエントICT研究センターに東北ICT連携拠点を置く。

(東北ICT連携拠点の業務)

第142条 東北ICT連携拠点は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 東北地域における地域の連携の企画及び推進に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 第5目 テストベッド研究開発推進センター

(テストベッド研究開発推進センターの業務)

第143条 テストベッド研究開発推進センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 テストベッドの構築及び利活用に関すること。
- 二 テストベッド技術の研究開発に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(テストベッド研究開発推進センターに置く室)

第144条 テストベッド研究開発推進センターに次の室を置く。

総合企画室

テストベッド研究開発室

テストベッド構築運用室

(総合企画室の業務)

第145条 総合企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 研究開発推進センター長の業務の補佐に関すること。
- 二 テストベッドの運営及び利活用の推進に関すること。
- 三 テストベッド研究開発推進センターに置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関すること。
- 四 テストベッド研究開発推進センターの庶務に関すること。
- 五 別表第1に掲げる事業所のうち三鷹ネットワーク運用センターの維持管理に関すること。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、テストベッド研究開発推進センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(テストベッド研究開発室の業務)

第146条 テストベッド研究開発室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 テストベッド技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(テストベッド構築運用室の業務)

第147条 テストベッド構築運用室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 テストベッドの構築及び運用並びに利活用に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

## 第6目 先端ICTデバイス研究開発推進センター

(先端ICTデバイス研究開発推進センターの業務)

第148条 先端ICTデバイス研究開発推進センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 先端ICTデバイスの研究開発環境の整備・供用に関すること。
- 二 先端ICTデバイス研究開発推進センターの管理運営に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第3款 社会実装機能・外部連携機能等を推進する組織

### 第1目 オープンイノベーション推進本部

(オープンイノベーション推進本部の業務)

第149条 オープンイノベーション推進本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 オープンイノベーションの推進に関すること。
- 二 総合戦略推進オフィス、FAユニット、イノベーションハブユニット、NRAユニット、イノベーション推進部門、グローバル推進部門及びデプロイメント推進部門の業務のうちオープンイノベーションの推進に関する業務の総合調整に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。  
(オープンイノベーション推進本部に置くオフィス)

第150条 オープンイノベーション推進本部に総合戦略推進オフィスを置く。

(総合戦略推進オフィスの業務)

第151条 総合戦略推進オフィスは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 オープンイノベーション推進本部長の業務の補佐に関すること。
- 二 戦略的に推進すべき技術領域の総合調整に関すること。
- 三 オープンイノベーション推進本部の庶務に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第2目 FAユニット

(FAユニットの業務)

第152条 FAユニットは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 革新的情報通信技術研究開発事業(革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業及びBeyond 5G研究開発促進事業をいう。)の企画及び推進並びに総合調整に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 二 革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業の助成金の交付に関すること。
- 三 委託研究開発(機構業務方法書第20条の定めるところにより委託する研究開発(機構業務方法書第4条に規定する研究開発に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)の対象主題の選定に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 四 委託研究開発に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 五 通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金の業務の成果の管理に関すること。
- 六 通信・放送融合技術開発システムに関すること。
- 七 機構法第15条の3第1項の総務大臣への提出に関すること。
- 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(FAユニットに置く室)

第153条 FAユニットに次の室を置く。

総合企画室

助成事業推進室

委託事業推進室

(総合企画室の業務)

第154条 総合企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 FAユニット長の業務の補佐に関すること。
- 二 FAユニットに置く組織及び職員の事業推進業務及び研究開発業務に係る企画及

び支援に関すること。

三 革新的情報通信技術研究開発事業（革新的情報通信技術（B e y o n d 5 G（6 G））基金事業及びB e y o n d 5 G研究開発促進事業をいう。）の企画及び推進並びに総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

四 委託研究開発の対象主題の選定に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

五 機構法第15条の3第1項の総務大臣への提出に関すること。

六 F Aユニットの庶務に関すること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、F Aユニットの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（助成事業推進室の業務）

第155条 助成事業推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 革新的情報通信技術（B e y o n d 5 G（6 G））基金事業の助成金の交付に関すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（委託事業推進室の業務）

第156条 委託事業推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 委託研究開発の実施に関すること。

二 委託研究開発の外部評価に関すること。

三 通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金の業務の成果の管理に関すること。

四 通信・放送融合技術開発システムに関すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第3目 イノベーションハブユニット

（イノベーションハブユニットの業務）

第157条 イノベーションハブユニットは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 機構の研究開発成果の社会実装の推進に関する業務の総合調整に関すること（他の所掌に関するものを除く。）。

二 研究開発成果展開の戦略に関すること。

三 重点的又は迅速に進めることが必要と認められる研究開発課題に関する企画及び推進に関すること（他の所掌に関するものを除く。）。

四 高度通信・放送研究開発共同利用施設に関すること。

五 機構の知的財産権に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

六 機構の研究開発施設・設備等の利活用の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

七 機構の研究開発施設・設備等の外部への供用に関すること。

八 技術相談に関すること。

九 技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に基づく技術研究組合の設立、加入、脱退及び組織変更の調整に関すること。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(イノベーションハブユニットに置く室)

第158条 イノベーションハブユニットに次の室を置く。

連携企画室

社会実装戦略室

知財活用推進室

(連携企画室の業務)

第159条 連携企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 イノベーションハブユニット長の業務の補佐に関する事。
- 二 機構の研究開発施設・設備等の利活用の推進に関する事(他の所掌に属するものを除く。)
- 三 イノベーションハブユニットに置く組織及び職員の研究開発業務に係る企画及び支援に関する事。
- 四 機構の研究開発施設・設備等の外部への供用に関する事。
- 五 イノベーションハブユニットの庶務に関する事。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。
- 七 前各号に掲げるもののほか、イノベーションハブユニットの所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(社会実装戦略室の業務)

第160条 社会実装戦略室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構の研究開発成果の社会実装の推進に関する業務の総合調整に関する事(他の所掌に関するものを除く。)
- 二 研究開発成果展開の戦略に関する事。
- 三 重点的又は迅速に進めることが必要と認められる研究開発課題に関する企画及び推進に関する事(他の所掌に関するものを除く。)
- 四 技術相談に関する事。
- 五 技術研究組合法に基づく技術研究組合の設立、加入、脱退及び組織変更の調整に関する事。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。

(知財活用推進室の業務)

第161条 知財活用推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構の知的財産の戦略に関する事。
- 二 研究成果に関する事(他の所掌に属するものを除く。)
- 三 知的財産権に関する事(他の所掌に属するものを除く。)
- 四 知的財産権の譲渡又は実施に関する事(他の所掌に属するものを除く。)
- 五 技術移転に関する事(他の所掌に属するものを除く。)
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。

第4目 NRAユニット

(NRAユニットの業務)

第162条 NRAユニットは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構の研究開発マネジメント人材(NICT Research Adminis

t r a t o r。以下「NRA」という。)の充実・活用促進に関すること。

二 NRAの企画・推進に関すること。

三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(NRAユニットに置く室)

第163条 NRAユニットに次の室等を置く。

総合企画室

NRAデザインイニシアティブ

(総合企画室の業務)

第164条 総合企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 NRAユニット長の業務の補佐に関すること。

二 NRAユニットに置く組織及び職員の業務に係る企画及び支援に関すること。

三 NRAユニットの庶務に関すること。

四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、NRAユニットの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(NRAデザインイニシアティブの業務)

第165条 NRAデザインイニシアティブは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 研究開発プロジェクトに実践的に関わる機会の提供に関すること。

二 NRAの人材育成に係る企画・推進に関すること。

三 NRAの制度整備に係る企画・推進に関すること。

四 NRAの情報発信に係る企画・推進に関すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第5目 イノベーション推進部門

(イノベーション推進部門の業務)

第166条 イノベーション推進部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 研究連携に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

二 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に係る業務(第168条第4号において「特定研究開発業務」という。)の成果の管理に関すること。

三 機構の標準化に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

四 地域の連携の企画及び推進に関すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(イノベーション推進部門に置く室)

第167条 イノベーション推進部門に次の室を置く。

連携研究推進室

受託研究推進室

標準化推進室

地域連携推進室

(連携研究推進室の業務)

第168条 連携研究推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 産学官の連携に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

- 二 共同研究に関すること。
- 三 研究者の交流に関すること。
- 四 特定研究開発業務の成果の管理に関すること。
- 五 イノベーション推進部門の庶務に関すること。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、イノベーション推進部門の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(受託研究推進室の業務)

第169条 受託研究推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 受託研究に関すること（他の所掌によるものを除く。）。
- 二 競争的資金獲得の支援に関すること。
- 三 電波利用料関連業務に関すること（他の所掌によるものを除く。）。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(標準化推進室の業務)

第170条 標準化推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構の標準化の戦略に関すること。
- 二 標準化の情報収集、推進及び支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(地域連携推進室の業務)

第171条 地域連携推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 地域の連携の企画及び推進に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### 第6目 グローバル推進部門

(グローバル推進部門の業務)

第172条 グローバル推進部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 国外の研究機関等との研究連携に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 研究成果等の国際展開に関すること（他の所掌に関するものを除く。）。
- 三 アメリカ合衆国又は欧州地域の資金配分機関と共同で行う国際共同研究の企画、推進及び支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(グローバル推進部門に置く室、センター)

第173条 グローバル推進部門に次の室及びセンターを置く。

国際連携推進室

国際研究連携展開室

アジア連携センター

北米連携センター

欧州連携センター

(国際連携推進室の業務)

第174条 国際連携推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 海外連携センターの管理運営に関すること。

- 二 海外との研究協力協定に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 アメリカ合衆国又は欧州地域の資金配分機関と共同で行う国際共同研究の企画、推進及び支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 国際インターンシップ研修員に関すること。
- 五 海外からの研究者の支援に関すること。
- 六 海外における研究開発動向の調査に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 七 グローバル推進部門の庶務に関すること。
- 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、グローバル推進部門の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（国際研究連携展開室の業務）

第175条 国際研究連携展開室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 国際連携に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 研究成果等の国際展開に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 東南アジア地域における複数の研究機関等との間で行う研究連携に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 アドバイザリーコミッティーに関すること（国外に在籍する委員に関する庶務に限る。）。
- 五 海外からの来訪者の対応に関すること。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（アジア連携センターの業務）

第176条 アジア連携センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 アジア地域における研究開発等に係る情報収集、研究連携のための企画、推進、支援及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 二 アジア地域での国際標準化のための情報収集、推進及び支援に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（北米連携センターの業務）

第177条 北米連携センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 北米地域における研究開発等に係る情報収集、研究連携のための企画、推進、支援及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 二 北米地域での国際標準化のための情報収集、推進及び支援に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（欧州連携センターの業務）

第178条 欧州連携センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 欧州地域における研究開発等に係る情報収集、研究連携のための企画、推進及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 二 欧州地域での国際標準化のための情報収集、推進及び支援に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第7目 デプロイメント推進部門

（デプロイメント推進部門の業務）

第179条 デプロイメント推進部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構の研究開発成果に基づくスタートアップ支援に関すること（スタートアップに対する不動産貸付に係る資産管理に関する業務を含む。）。
- 二 国際交流プログラムに関すること。
- 三 情報通信分野に属する事業の振興に関すること。
- 四 機構の研究開発成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助（機構業務方法書第13条の2に規定するものに限る。）に関すること。
- 五 通信・放送基盤技術に関する試験研究を促進するための業務に関すること。
- 六 通信・放送身体障害者利用円滑化事業に係る助成金の交付等に関すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（デプロイメント推進部門に置く室）

第180条 デプロイメント推進部門に次の室を置く。

- 研究成果事業化支援室
- 事業・技術研究振興室
- アントレプレナー支援室
- 技術展開支援室
- 情報バリアフリー推進室

（研究成果事業化支援室の業務）

第181条 研究成果事業化支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構の研究開発成果に基づくスタートアップ支援に関すること（スタートアップに対する不動産貸付に係る資産管理に関する業務を含む。）。
- 二 技術移転に関すること（前号に係るものに限る。）。
- 三 デプロイメント推進部門の庶務に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、デプロイメント推進部門の所掌事務のうち他の所掌に属しないものに関すること。

（事業・技術研究振興室の業務）

第182条 事業・技術研究振興室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 国際交流プログラムに関すること。
- 二 通信・放送事業分野に係る情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずることに関すること（アントレプレナー支援室及び情報バリアフリー推進室の所掌に属するものを除く。）。
- 三 通信・放送基盤技術に関する試験研究を政府等以外の者に委託して行うことに関すること。
- 四 通信・放送基盤技術に関する試験研究の外部評価に関すること。
- 五 通信・放送基盤技術に関する試験研究に係る成果の普及に関すること。
- 六 通信・放送基盤技術に関する試験研究に係る収益等の納付に関すること。
- 七 通信・放送基盤技術に関する試験研究に係る研究開発資産の処分に関すること。
- 八 通信・放送基盤技術に関する海外からの研究者の招へいに関すること。

- 九 通信・放送基盤技術に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十 通信・放送基盤技術の調査に関すること。
- 十一 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）附則第3条第2項に規定する出資継続業務に関すること。
- 十二 通則法第46条の2第1項から第3項までの主務大臣の認可に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（アントレプレナー支援室の業務）

第183条 アントレプレナー支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 通信・放送事業分野における事業化の促進に係る情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずることに関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（技術展開支援室の業務）

第184条 技術展開支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構の研究開発成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助（機構業務方法書第13条の2に規定するものに限る。）に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（情報バリアフリー推進室の業務）

第185条 情報バリアフリー推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 通信・放送身体障害者利用円滑化事業に係る情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に関すること。
- 二 通信・放送身体障害者利用円滑化事業に係る助成金の交付に関すること。
- 三 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の成果の普及に関すること。
- 四 第1号及び第2号に掲げる業務に係る補助金の申請及び報告に関すること。
- 五 第2号に係る外部評価委員会に関すること。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第8目 グローバル研究戦略推進ユニット

（グローバル研究戦略推進ユニットの業務）

第186条 グローバル研究戦略推進ユニットは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構のグローバル研究戦略に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第9目 北陸連携研究センター

（北陸連携研究センターの業務）

第187条 北陸連携研究センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 別表第1に掲げる事業所のうち北陸連携研究センターの維持管理に関すること。
- 二 別表第1に掲げる事業所のうち北陸連携研究センターに置く組織及び当該事業所を勤務地とする職員の管理運営を行う。
- 三 地域の連携の企画及び推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(北陸連携研究センターに置くグループ)

第188条 北陸連携研究センターに北陸管理グループを置く。

(北陸管理グループの業務)

第189条 北陸管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第187条第1号に掲げる業務
- 二 別表第1に掲げる事業所のうち北陸連携研究センターに置く組織及び当該事業所を勤務地とする職員の庶務に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(北陸連携研究センターに置く連携拠点)

第190条 北陸連携研究センターに北陸ICT連携拠点を置く。

(北陸ICT連携拠点の業務)

第191条 北陸ICT連携拠点は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 北陸地域における地域の連携の企画及び推進に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第4款 機構の運営その他の業務を推進する組織

第1目 総務部

(総務部の業務)

第192条 総務部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 管理運営に関すること。
- 二 組織要員に関すること。
- 三 人事に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 四 文書管理に関すること。
- 五 総合調整に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 七 機構の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総務部に置く室)

第193条 総務部に次の室を置く。

総務室

人事室

法務・コンプライアンス室

(総務室の業務)

第194条 総務室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 理事会に関すること。
- 二 機密に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 三 組織に関すること。
- 四 危機管理に関すること。
- 五 文書に関すること。
- 六 公印に関すること。
- 七 機構の保有する個人情報の保護及び情報公開に関すること。
- 八 車両に関すること。

- 九 機構内外との連絡及び渉外に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十 機構内の業務の総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 理事長、理事、監事及び執行役の秘書に関すること。
- 十二 福利厚生に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 苦情の処理に関すること。
- 十四 ハラスメント防止に関すること。
- 十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく派遣先の講ずべき措置に関すること。
- 十六 労働環境に関すること。
- 十七 安全衛生に関すること。
- 十八 健康管理に関すること。
- 十九 総務部の庶務に関すること。
- 二十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げるもののほか、機構の所掌事務のうち他の所掌に属しないものに関すること。

（総務室に置くグループ）

第195条 総務室に次のグループを置く。

総務グループ

秘書グループ

安全衛生グループ

（総務グループの業務）

第196条 総務グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第194条第1号から第10号まで及び第19号に掲げる業務
- 二 総務室の庶務に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 四 前3号に掲げるもののほか、機構の所掌事務のうち他の所掌に属しないものに関すること。

（秘書グループの業務）

第197条 秘書グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第194条第11号に掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（安全衛生グループの業務）

第198条 安全衛生グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第194条第12号から第18号までに掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（人事室の業務）

第199条 人事室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 人事に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 要員管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 身分証明書の発行に関すること。

- 四 倫理に関すること。
- 五 職員の結成する労働組合等に関すること。
- 六 表彰に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 七 叙位、叙勲及び褒章に関すること。
- 八 個人業績評価に関すること。
- 九 給与に関すること。
- 十 服務に関すること。
- 十一 職員の教養及び訓練に関すること。
- 十二 退職手当に関すること。
- 十三 証明書等の発行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十四 労働災害補償に関すること。
- 十五 共済組合に関すること。
- 十六 社会保険に関すること。
- 十七 宿舎に関すること。
- 十八 通則法第20条第5項の主務大臣への届出及び公表並びに通則法第23条第4項の主務大臣への届出及び公表に関すること。
- 十九 通則法第50条の8第3項の主務大臣への報告に関すること。
- 二十 通則法第50条の11において準用する第50条の2第2項の主務大臣への届出及び公表並びに通則法第50条の11において準用する第50条の10第2項の主務大臣への届出及び公表に関すること。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（人事室に置くグループ）

第200条 人事室に次のグループを置く。

人事グループ

職員グループ

人材開発グループ

（人事グループの業務）

第201条 人事グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第199条第1号から第7号まで、第18号及び第19号に掲げる業務
- 二 人事室の庶務に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 四 前3号に掲げるもののほか、人事室の所掌事務のうち他の所掌に属しないものに関すること。

（職員グループの業務）

第202条 職員グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第199条第9号、第10号、第12号から第17号まで及び第20号に掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（人材開発グループの業務）

第203条 人材開発グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第199条第8号及び第11号に掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(法務・コンプライアンス室の業務)

第204条 法務・コンプライアンス室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 内部統制に関すること。
- 二 リスク管理に関すること。
- 三 法令、規程等に関すること。
- 四 機構を当事者とする訴訟等に関すること。
- 五 法令等の遵守の推進に関すること。
- 六 利益相反マネジメントに関すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### 第2目 財務部

(財務部の業務)

第205条 財務部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 財務管理に関すること。
- 二 契約管理に関すること。
- 三 資産管理に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(財務部に置く室)

第206条 財務部に次の室を置く。

経理室

契約室

施設室

(経理室の業務)

第207条 経理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 予算に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 決算に関すること。
- 三 管理会計に関すること。
- 四 財務諸表に関すること。
- 五 資金の運用及び管理に関すること。
- 六 収入及び支出に関すること。
- 七 税務に関すること。
- 八 会計基準に関すること。
- 九 統計に関すること。
- 十 資産管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 会計システムに関すること。
- 十二 財務部の庶務に関すること。
- 十三 通則法第49条の主務大臣への届出に関すること。
- 十四 国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令等を廃止する省令（令和6年3月22日総務省・財務省

令第1号)附則第3条の規定により、なお効力を有するとされた廃止前の国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令(平成16年3月31日総務省・財務省令第2号)第2条の総務大臣及び財務大臣の承認並びに国立研究開発法人情報通信研究機構の業務(出資継続業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成16年3月31日総務省令第69号)第2条の総務大臣の承認に関すること。

十五 通則法第38条第1項の主務大臣の承認に関すること。

十六 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令(平成16年政令第13号。次号において「機構法施行令」という。)第3条第1項の総務大臣の承認及び同条第2項の総務大臣の承認に関すること。

十七 機構法施行令第4条第1項の総務大臣への提出に関すること。

十八 通則法第45条第1項及び第2項の主務大臣の認可に関すること。

十九 機構法第6条第2項の総務大臣及び財務大臣の認可に関すること。

二十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十一 前各号に掲げるもののほか、財務部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(経理室に置くグループ)

第208条 経理室に次のグループを置く。

予算グループ

決算グループ

出納グループ

(予算グループの業務)

第209条 予算グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 第207条第1号、第3号及び第12号から第14号までに掲げる業務

二 経理室の庶務に関すること。

三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 前3号に掲げるもののほか、財務部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(決算グループの業務)

第210条 決算グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 第207条第2号、第4号、第8号から第11号まで及び第15号から第17号までに掲げる業務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(出納グループの業務)

第211条 出納グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 第207条第5号から第7号まで、第18号及び第19号に掲げる業務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(契約室の業務)

第212条 契約室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 契約に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

- 二 契約の適正性及び合理性確保に係る指導・調整に関すること。
- 三 政府調達に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(契約室に置くグループ)

第213条 契約室に次のグループを置く。

- 契約管理グループ
- 第一契約グループ
- 第二契約グループ
- 第三契約グループ

(契約管理グループの業務)

第214条 契約管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第212条第1号及び第3号に掲げる業務のうち執行管理に関すること。
- 二 第212条第2号に掲げる業務
- 三 契約室の庶務に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、契約室の所掌事務で所掌に属しないものに関すること。

(契約グループの業務)

第215条 第一契約グループ、第二契約グループ及び第三契約グループは、それぞれ次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第212条第1号及び第3号に掲げる業務（契約管理グループの所掌に属するものを除く。）。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(施設室の業務)

第216条 施設室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 施設の維持管理に関すること。
- 二 施設整備に関すること。
- 三 通則法第46条の2第1項から第3項までの主務大臣の認可に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 通則法第48条の主務大臣の認可に関すること。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(施設室に置くグループ)

第217条 施設室に次のグループを置く。

- 施設管理グループ
- 施設整備グループ

(施設管理グループの業務)

第218条 施設管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第216条第1号、第3号及び第4号に掲げる業務
- 二 施設室の庶務に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 四 前3号に掲げるもののほか、施設室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する

こと。

(施設整備グループの業務)

第219条 施設整備グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第216条第2号に掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第3目 経営企画部

(経営企画部の業務)

第220条 経営企画部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構の基本方針の策定に関すること。
- 二 中長期計画及び年度計画に関すること。
- 三 業務方法書に関すること。
- 四 研究職及び研究技術職の人事の方針、計画及び選考に関すること。
- 五 研究開発の企画及び管理に関すること。
- 六 研究開発業務の総合調整に関すること。
- 七 機構の業務の評価に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 八 外部資金獲得戦略に関すること。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(経営企画部に置く室等)

第221条 経営企画部に次の室等を置く。

企画戦略室

(企画戦略室の業務)

第222条 企画戦略室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構の基本方針の策定に関すること。
- 二 中長期計画及び年度計画の策定並びにその推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 業務方法書の策定及びその推進に関すること。
- 四 研究職及び研究技術職の人事の方針、計画及び選考に関すること。
- 五 研究開発等に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 機構内の研究開発業務の総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 七 外部資金獲得戦略に関すること。
- 八 アドバイザリーコミッティーに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 九 国内インターンシップ生に関すること。
- 十 経営企画部の庶務に関すること。
- 十一 機構の業務の実績評価に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 国又は国に準ずる機関以外からの表彰に関すること。
- 十三 国又は国に準ずる機関からの表彰の業務のうち、研究に係る表彰の業務の企画に関すること。
- 十四 研究成果の管理に関すること。
- 十五 通則法第28条第1項の主務大臣の認可及び同法第35条の5第1項の主務大臣

の認可に関すること。

十六 通則法第35条の8において準用する第31条第1項の主務大臣への届出及び公表に関すること。

十七 通則法第35条の6第3項の主務大臣への報告書の提出及び公表並びに同条第4項の主務大臣への報告書の提出及び公表に関すること。

十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十九 前各号に掲げるもののほか、経営企画部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企画戦略室に置くグループ)

第223条 企画戦略室に評価グループを置く。

(評価グループの業務)

第224条 評価グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 第222条第11号から第14号まで及び第17号に掲げる業務

二 前号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

第4目 業務企画部

(業務企画部の業務)

第225条 業務企画部は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 機構の業務基盤の企画推進に関すること。

二 機構の一般勘定（機構法第16条第4項に係る勘定）予算の執行管理に関すること。

三 機構の施設活用に関すること。

四 機構のデジタルトランスフォーメーションの企画及び推進に関すること。

五 機構の共用情報システム（拠点間接続回線、研究支援・管理業務にかかる情報を扱うネットワーク、研究実験を目的とするものを除く機構共通で利用するインターネット接続、電子メール、リモートアクセス、ファイル共有等の機能の提供に必要なサーバ機器、クラウドサービス及び機構内で使用する端末のことをいう。）及び情報セキュリティに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

六 機構のポートフォリオ・マネジメント・オフィス（組織内における個々のプロジェクトマネジメントの支援を横断的に行う組織のことをいう。以下「PMO」という。）として取り扱う対象情報システムに関する各プロジェクトの支援及びプロジェクト間の横断的調整に関すること。

七 無線局、高周波利用設備、研究用機器・部品の設計、試作及び工作技術に関すること。

八 研究活動に伴う研究安全及びリスク管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

九 化学薬品その他危険物質の管理及び環境ISO認証取得に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

十 研究データの管理及び研究資料の保存・管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

十一 研究インテグリティ及び研究倫理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

く。)

十二 安全保障貿易管理に関すること。

十三 生体情報を用いる研究に係る研究倫理に関すること。

十四 パーソナルデータを用いる研究に係る研究倫理に関すること。

十五 デュアルユース研究への対応に関すること。

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務企画部に置く室)

第226条 業務企画部に次の室及びセンターを置く。

業務基盤企画推進室

電波利用管理・ものづくり室

DX企画推進センター

研究安全管理センター

(業務基盤企画推進室の業務)

第227条 業務基盤企画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 機構の業務基盤の企画推進に関すること。

二 機構の一般勘定(機構法第16条第4項に係る勘定)予算の執行管理に関すること。

三 機構の施設活用に関すること。

四 業務企画部の庶務に関すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、業務企画部の所掌業務で他の所掌に属しないものに関すること。

(電波利用管理・ものづくり室の業務)

第228条 電波利用管理・ものづくり室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 無線局に関すること。

二 高周波利用設備に関すること。

三 研究用機器・部品の設計、試作及び工作技術に関すること。

四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(電波利用管理・ものづくり室に置くグループ)

第229条 電波利用管理・ものづくり室に次のグループを置く。

電波利用管理グループ

ものづくりグループ

(電波利用管理グループの業務)

第230条 電波利用管理グループは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 第228条第1号及び第2号に掲げる業務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ものづくりグループの業務)

第231条 ものづくりグループは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 第228条第3号に掲げる業務

二 電波利用管理・ものづくり室の庶務に関すること。

三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 前3号に掲げるもののほか、電波利用管理・ものづくり室の所掌事務のうち他の所掌に属しないものに関する事。

(DX企画推進センターの業務)

第232条 DX企画推進センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 デジタルトランスフォーメーションの企画及び推進に関する事。
- 二 機構の共用情報システム及び情報セキュリティに関する基本方針の策定並びにその推進に関する事。
- 三 機構の共用情報システムの企画、立案、管理及び運用に関する事。
- 四 機構の共用ネットワークと外部ネットワークとの接続の企画、立案、調整、管理及び運用に関する事。
- 五 情報セキュリティの企画、立案、管理及び運用に関する事。
- 六 機構の共用情報システム及び情報セキュリティに関する情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事。
- 七 機構のPMOとして取り扱う対象情報システムに関する各プロジェクトの支援に関する事。
- 八 機構のPMO対象情報システムのプロジェクト間の横断的調整に関する事。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。

(DX企画推進センターに置く室)

第233条 DX企画推進センターに情報システム室を置く。

(情報システム室の業務)

第234条 情報システム室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 デジタルトランスフォーメーションの企画及び推進に関する事。
- 二 機構の共用情報システム及び情報セキュリティに関する基本方針の策定並びにその推進に関する事。
- 三 機構の共用情報システムの企画、立案、管理及び運用に関する事。
- 四 機構の共用ネットワークと外部ネットワークとの接続の企画、立案、調整、管理及び運用に関する事。
- 五 情報セキュリティの企画、立案、管理及び運用に関する事。
- 六 機構の共用情報システム及び情報セキュリティに関する情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事。
- 七 機構のPMOとして取り扱う対象情報システムに関する各プロジェクトの支援に関する事。
- 八 機構のPMO対象情報システムのプロジェクト間の横断的調整に関する事。
- 九 DX企画推進センターの庶務に関する事。
- 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う事。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、DX企画推進センターの所掌事務のうち他の所掌に属しないものに関する事。

(研究安全管理センターの業務)

第235条 研究安全管理センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 研究活動に伴う研究安全及びリスク管理に関する事（他の所掌に属するものを除

く。)

- 二 化学薬品その他危険物質の管理及び環境 I S O 認証取得に関すること（他の所掌に属するものを除く。)
- 三 研究データの管理及び研究資料の保存・管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。)
- 四 研究インテグリティ及び研究倫理に関すること（他の所掌に属するものを除く。)
- 五 安全保障貿易管理に関すること。
- 六 生体情報を用いる研究に係る研究倫理に関すること。
- 七 パーソナルデータを用いる研究に係る研究倫理に関すること。
- 八 デュアルユース研究への対応に関すること。
- 九 前各号に関する安全教育及び啓発に関すること。
- 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(研究安全管理センターに置く室)

第 2 3 6 条 研究安全管理センターに次の室を置く。

研究安全・リスク管理室

研究インテグリティ推進室

(研究安全・リスク管理室の業務)

第 2 3 7 条 研究安全・リスク管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 飛しょう体（航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 条第 2 2 項の無人航空機及び航空法第 1 3 4 条の 3 第 1 項ただし書きの国土交通大臣による許可又は第 2 項の国土交通大臣への通報に係る行為に用いられる飛しょうする物をいう。）に関すること。
- 二 化学薬品その他危険物質の管理及び環境 I S O 認証取得に関すること（他の所掌に属するものを除く。)
- 三 研究データの管理及び研究資料の保存・管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。)
- 四 研究安全管理センターの庶務に関すること。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、研究安全管理センターの所掌事務のうち他の所掌に属しないものに関すること。

(研究インテグリティ推進室の業務)

第 2 3 8 条 研究インテグリティ推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 研究インテグリティ及び研究倫理に関すること（他の所掌に属するものを除く。)
- 二 研究活動に係る不正行為に関すること。
- 三 安全保障貿易管理に関すること。
- 四 生体情報を用いる研究に係る研究倫理に関すること。
- 五 パーソナルデータを用いる研究に係る研究倫理に関すること。
- 六 デュアルユース研究への対応に関すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第 5 目 広報部

(広報部の業務)

第239条 広報部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 広報に関すること。
- 二 報道に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(広報部に置く室)

第240条 広報部に次の室を置く。

広報企画室

報道室

(広報企画室の業務)

第241条 広報企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 広報に関すること。
- 二 研究成果の発表会及び外部出展に関すること。
- 三 視察等に関すること。
- 四 施設一般公開及び研究成果の展示に関すること。
- 五 教育広報に関すること。
- 六 図書に関すること。
- 七 広報部の庶務に関すること。
- 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、広報部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する  
こと。

(報道室の業務)

第242条 報道室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 報道発表に関すること。
- 二 報道及びメディアへの対応に関すること。
- 三 出版に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第6目 イノベーションデザインイニシアティブ

(イノベーションデザインイニシアティブの業務)

第243条 イノベーションデザインイニシアティブは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 国内外のICTに係る研究開発、政策及び産業の動向等に関する情報の収集及び分  
析並びに理事長への報告及び提言・発信に関すること。
- 二 新たな業務開拓に係る試行的活動に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第7目 NICTナレッジハブ

(NICTナレッジハブの業務)

第244条 NICTナレッジハブは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 国内外のICT及び機構の業務に係る情報、知見の集積に関すること。
- 二 機構内外の有識者や関係者の知的連携の促進に関すること。
- 三 機構のOB・OGとの知的連携の促進に関すること。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 第8目 ダイバーシティ推進室

(ダイバーシティ推進室の業務)

第245条 ダイバーシティ推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構のダイバーシティの推進に係る基本方針の企画、立案及び総合調整に関すること。
- 二 ダイバーシティ推進の観点からの多様な人材の確保・育成・キャリア形成に関すること（他の所掌に関するものを除く。）。
- 三 ダイバーシティ推進の観点からの多様な文化背景の人材や、高度に発展しつつある人工知能技術等と共生できる職場環境の整備に関すること（他の所掌に関するものを除く。）。
- 四 ダイバーシティ推進の観点からの女性、障がい者、外国籍の者等の雇用、参画及び活躍の推進に関すること（他の所掌に関するものを除く。）。
- 五 ダイバーシティ推進の観点からのワーク・ライフ・バランスに関すること（他の所掌に関するものを除く。）。
- 六 ダイバーシティ推進に係る健全な情報通信社会を実現させる施策の提言に関すること（他の所掌に関するものを除く。）。
- 七 ダイバーシティ推進に係る広報及び意識啓発に関すること（他の所掌に関するものを除く。）。
- 八 ダイバーシティ推進委員会の庶務に関すること。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 第9目 IGS開発室

(IGS開発室の業務)

第246条 IGS開発室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 情報収集衛星及び情報収集衛星に関連する技術の研究開発に関すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 第10目 GPAI専門家コミュニティ東京センター事務局

(GPAI専門家コミュニティ東京センター事務局の業務)

第247条 GPAI専門家コミュニティ東京センター事務局は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 The Global Partnership on AIのプロジェクト等に関すること（他の所掌に関するものを除く。）。
- 二 The Global Partnership on AIに関する国内外の機関等との総合調整に関すること（他の所掌に関するものを除く。）。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 第11目 監査室

(監査室の業務)

第248条 監査室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 内部監査に関すること。
- 二 外部監査の対応に関すること。
- 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### 第4節 職制

(研究所長等)

第249条 次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる職を置く。

- 一 研究所 研究所長
- 二 研究センター、ナショナルサイバートレーニングセンター、ナショナルサイバーオブザベーションセンター及び協創センター 研究センター長
- 三 サイバーセキュリティネクサス ネクサス長
- 四 ユニット ユニット長
- 五 研究開発推進センター 研究開発推進センター長
- 六 推進本部 推進本部長
- 七 オフィス オフィス長
- 八 部門 部門長
- 九 部 部長
- 十 企画戦略室 企画戦略室長
- 十一 DX企画推進センター DX企画推進センター長
- 十二 研究安全管理センター 研究安全管理センター長
- 十三 室（企画戦略室を除く。） 室長（企画戦略室長を除く。）
- 十四 イニシアティブ イニシアティブ長
- 十五 連携センター 連携センター長
- 十六 NICTナレッジハブ ナレッジハブ長
- 十七 GPAI専門家コミュニティ東京センター事務局 GPAI専門家コミュニティ東京センター事務局長
- 十八 グループ グループリーダー

2 前項に掲げる組織の長は、それぞれの組織の業務を掌理する。

(副研究所長)

第250条 研究所に、副研究所長を置くことができる。

2 副研究所長は、研究所長の職務の補佐を行う。

(副研究センター長)

第251条 研究センター、ナショナルサイバートレーニングセンター、ナショナルサイバーオブザベーションセンター及び協創センターに、副研究センター長を置くことができる。

2 副研究センター長は、研究センター長の職務の補佐を行う。

(副ネクサス長)

第252条 サイバーセキュリティネクサスに、副ネクサス長を置くことができる。

2 副ネクサス長は、ネクサス長の職務の補佐を行う。

(副ユニット長)

第253条 ユニットに、副ユニット長を置くことができる。

2 副ユニット長は、ユニット長の職務の補佐を行う。

(副研究開発推進センター長)

第254条 研究開発推進センターに、副研究開発推進センター長を置くことができる。

2 副研究開発推進センター長は、研究開発推進センター長の職務の補佐を行う。  
(副推進本部長)

第255条 推進本部に、副推進本部長を置くことができる。

2 副推進本部長は、推進本部長の職務の補佐を行う。  
(副オフィス長)

第256条 オフィスに、副オフィス長を置くことができる。

2 副オフィス長は、オフィス長の職務の補佐を行う。  
(副部門長)

第257条 部門に、副部門長を置くことができる。

2 副部門長は、部門長の職務の補佐を行う。  
(副部長)

第258条 部に、副部長を置くことができる。

2 副部長は、部長の職務の補佐を行う。  
(副DX企画推進センター長)

第259条 DX企画推進センターに、副DX企画推進センター長を置くことができる。

2 副DX企画推進センター長は、DX企画推進センター長の補佐を行う。  
(副研究安全管理センター長)

第260条 研究安全管理センターに、副研究安全管理センター長を置くことができる。

2 副研究安全管理センター長は、研究安全管理センター長の補佐を行う。  
(副室長)

第261条 室に、副室長を置くことができる。

2 副室長は、室長の補佐を行う。  
3 室長と異なる勤務地に勤務する副室長は、室長に代わって室の職員の管理を行う。  
(副イニシアティブ長)

第262条 イニシアティブに、副イニシアティブ長を置くことができる。

2 副イニシアティブ長は、イニシアティブ長の職務の補佐を行う。  
(副連携センター長)

第263条 連携センターに副連携センター長を置くことができる。

2 副連携センター長は、連携センター長の職務の補佐を行う。  
(副ナレッジハブ長)

第264条 NICTナレッジハブに、副ナレッジハブ長を置くことができる。

2 副ナレッジハブ長は、ナレッジハブ長の職務の補佐を行う。  
(GPAI専門家コミュニティ東京センター副事務局長)

第265条 GPAI専門家コミュニティ東京センター事務局に、GPAI専門家コミュニティ東京センター副事務局長を置くことができる。

2 GPAI専門家コミュニティ東京センター副事務局長は、GPAI専門家コミュニティ東京センター事務局長の職務の補佐を行う。  
(技術センター長)

第266条 ネットワーク研究所ワイヤレスネットワーク研究センター宇宙通信システム研究室に鹿島宇宙技術センター長、電磁波研究所総合企画室に沖縄電磁波技術センター

長を置く。

2 前項に規定する技術センター長は、当該技術センター長が勤務する別表第1に掲げる事業所に置かれる組織及び当該事業所を勤務地とする職員の管理運営を行う。

(特級研究員)

第267条 機構に、特級研究員を置くことができる。

2 特級研究員は、命を受けて、特に重要かつ特に高度な研究開発課題について指導又は助言を行う。

(主席研究員)

第268条 機構に、主席研究員を置くことができる。

2 主席研究員は、命を受けて、重要な研究開発事項の総合調整を行う。

(主席研究技術員)

第269条 機構に、主席研究技術員を置くことができる。

2 主席研究技術員は、命を受けて、重要な研究開発に関連する技術的課題の総合調整を行う。

(主席エキスパート)

第270条 機構に、主席エキスパートを置くことができる。

2 主席エキスパートは、命を受けて、重要な研究推進に関連する事項の総合調整を行う。

(ジェネラルプロデューサー)

第271条 機構に、ジェネラルプロデューサーを置くことができる。

2 ジェネラルプロデューサーは、命を受けて、機構の重要な研究開発業務について、研究開発業務に係る専門的な経験及び知見に基づき、その企画、推進及び成果の発展に関する指導を行う。

(主管研究員)

第272条 機構に、主管研究員を置くことができる。

2 主管研究員は、命を受けて、重要な研究開発課題について指導又は助言を行う。

(主管研究技術員)

第273条 機構に、主管研究技術員を置くことができる。

2 主管研究技術員は、命を受けて、重要な研究開発に関連する技術的課題について指導又は助言を行う。

(主管エキスパート)

第274条 機構に、主管エキスパートを置くことができる。

2 主管エキスパートは、命を受けて、重要な研究推進に関連する事項について指導又は助言を行う。

(上席研究員)

第275条 機構に、上席研究員を置くことができる。

2 上席研究員は、命を受けて、研究開発課題について指導又は助言を行う。

(上席研究技術員)

第276条 機構に、上席研究技術員を置くことができる。

2 上席研究技術員は、命を受けて、研究開発に関連する技術的課題について指導又は助言を行う。

(上席エキスパート)

第277条 機構に、上席エキスパートを置くことができる。

2 上席エキスパートは、命を受けて、研究推進に関連する事項について指導又は助言を行う。

(総括研究員)

第278条 機構に、総括研究員を置くことができる。

2 総括研究員は、命を受けて、研究開発、調査及び指導並びに企画立案を総括する。

(総括研究技術員)

第279条 機構に、総括研究技術員を置くことができる。

2 総括研究技術員は、命を受けて、研究開発に関連する技術的な開発、調査及び指導並びに企画立案を総括する。

(主任研究員)

第280条 機構に、主任研究員を置くことができる。

2 主任研究員は、命を受けて、研究開発、調査及び指導並びに企画立案を行う。

(主任研究技術員)

第281条 機構に、主任研究技術員を置くことができる。

2 主任研究技術員は、命を受けて、研究開発に関連する技術的な開発、調査及び指導並びに企画立案を行う。

(研究員)

第282条 機構に、研究員を置くことができる。

2 研究員は、命を受けて、研究開発及び調査を行う。

(研究技術員)

第283条 機構に、研究技術員を置くことができる。

2 研究技術員は、命を受けて、研究開発に関連する技術的業務を行う。

(統括)

第284条 機構に、統括を置くことができる。

2 統括は、命を受けて、属する組織の重要な業務を統括する。

(研究統括)

第285条 機構に、研究統括を置くことができる。

2 研究統括は、命を受けて、属する組織の重要な研究開発を統括する。

(シニアマネージャー)

第286条 機構に、シニアマネージャーを置くことができる。

2 シニアマネージャーは、命を受けて、属する組織の所掌業務に関する重要な事項についての企画、立案、調整及び実施並びに管理を行う。

(総括プランニングマネージャー)

第287条 機構に、総括プランニングマネージャーを置くことができる。

2 総括プランニングマネージャーは、命を受けて、属する組織の所掌業務に関する重要な事項についての企画及び立案並びに総合調整を総括する。

(プランニングマネージャー)

第288条 機構に、プランニングマネージャーを置くことができる。

2 プランニングマネージャーは、命を受けて、属する組織の所掌業務に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整を行う。

(総括研究マネージャー)

第289条 機構に、総括研究マネージャーを置くことができる。

2 総括研究マネージャーは、命を受けて、研究に関する知識又は経験を要する事項について企画、立案、調整等又は一定の研究テーマの研究の実施若しくは指導を総括する。

(研究マネージャー)

第290条 機構に、研究マネージャーを置くことができる。

2 研究マネージャーは、命を受けて、研究に関する知識又は経験を要する事項について企画、立案、調整等又は一定の研究テーマの研究の実施若しくは指導を行う。

(マネージャー)

第291条 機構に、マネージャーを置くことができる。

2 マネージャーは、命を受けて、所掌業務に関する事項についての企画、立案、調整及び実施並びに管理を行う。

(エキスパート)

第292条 機構に、エキスパートを置くことができる。

2 エキスパートは、命を受けて、属する組織の所掌業務に関する研究推進に関連する専門的な業務を行う。

(主幹)

第293条 機構に、主幹を置くことができる。

2 主幹は、命を受けて、専門的な事項に関する業務を行う。

(サブグループリーダー)

第294条 グループに、サブグループリーダーを置くことができる。

2 サブグループリーダーは、グループリーダーの業務の補佐を行う。

(主査)

第295条 機構に、主査を置くことができる。

2 主査は、命を受けて、属する組織の業務を整理する。

(主任)

第296条 機構に、主任を置くことができる。

2 主任は、命を受けて、属する組織の業務の一部を処理する。

(イノベーションプロデューサー)

第297条 機構に、イノベーションプロデューサーを置くことができる。

2 イノベーションプロデューサーは、命を受けて、属する組織が所掌する業務について、企画、推進、調整及び実施を行う。

(参事)

第298条 機構に、参事を置くことができる。

2 参事は、命を受けて、属する組織が所掌する業務について、企画、立案、調整及び実施並びに管理を行う。

### 第3章 その他

(機構に置く事業所等)

第299条 機構に置く事業所、事業所に置く組織及び事業所の所在地は、別表第1のとおりとする。

2 前項に掲げる事業所以外に置く施設等及びその所在地は、別表第2のとおりとする。

(職員の勤務地)

第300条 職員の勤務地は、当該職員が所属する組織の置かれる事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者が別に勤務地を指定した場合には、職員が所属する組織の置かれる事業所以外の事業所若しくは施設等又は別に定める所を勤務地とすることができるものとする。

(臨時に置くことができる組織)

第301条 機構は、業務を行うため必要があると認められる場合には、別に定めることにより臨時に組織を置くことができる。

(特定の称号付与)

第302条 理事長が業務を行うために必要があると認めた場合には、職員に対して特定の称号を付与することができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月30日)

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月13日)

この規程は、平成16年7月22日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月10日)

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月2日)

この規程は、平成17年8月12日から施行する。

附 則 (平成17年11月29日)

この規程は、平成17年10月1日から適用する。ただし別表第2中、山川電波観測施設の所在地改正については平成18年1月1日から、別表第1中、高知JGNⅡリサーチセンターの所在地改正については同年3月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月27日)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月4日)

この規程は、平成18年7月4日から施行する。

附 則 (平成18年8月29日)

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成18年9月26日）

この規程は、平成18年10月10日から施行する。

附 則（平成18年10月24日）

この規程は、平成18年10月24日から施行する。

附 則（平成19年1月30日）

この規程は、平成19年1月30日から施行する。

附 則（平成19年4月10日）

この規程は、平成19年4月10日から施行する。

附 則（平成19年6月12日）

この規程は、平成19年6月12日から施行する。

附 則（平成19年7月3日）

この規程は、平成19年7月3日から施行する。

附 則（平成19年9月11日）

この規程は、平成19年9月11日から施行する。

附 則（平成19年9月18日）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年7月28日）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月11日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月24日）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日）

この規程は、平成20年7月4日から施行する。

附 則（平成20年8月26日）

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月7日）

この規程は、平成21年7月17日から施行する。

附 則（平成22年3月30日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月20日）

1 この規程は、平成22年5月1日から施行する。

2 第46条に規定する運営体制企画室及び研究開発戦略企画室は、平成23年3月31日において廃止するものとする。

附 則（平成22年7月6日）

この規程は、平成22年7月15日から施行する。

附 則（平成23年3月29日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日）

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

2 第51条に規定する耐災害ICT研究センター準備室は、平成25年4月1日までに廃止するものとする。

附 則（平成24年2月21日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月13日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月16日）

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年6月19日）

この規程は、平成24年7月13日から施行する。

附 則（平成24年10月16日）

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年2月19日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月26日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月15日）

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成25年12月17日）

この規程は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（平成26年3月11日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月11日）

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年7月15日）

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年9月2日）

この規程は、平成26年9月16日から施行する。

附 則（平成26年11月11日）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年5月26日）

この規程は、平成27年5月26日から施行し、同年5月21日から適用する。

附 則（平成28年3月29日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 国立研究開発法人情報通信研究機構巨視的量子物理プロジェクト室設置規程（14規程第42号）は廃止する。
  - 附 則（平成28年9月5日）

この規程は、平成28年9月5日から施行し、同年9月2日から適用する。
  - 附 則（平成28年10月11日）

この規程は、平成28年10月11日から施行し、同年9月1日から適用する。
  - 附 則（平成28年12月20日）

この規程は、平成28年12月20日から施行する。
  - 附 則（平成29年3月29日）
- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 国立研究開発法人情報通信研究機構統合的AI準備室設置規程（15規程第166号）は廃止する。
  - 附 則（平成29年6月22日）

この規程は、平成29年6月22日から施行する。
  - 附 則（平成29年10月18日）

この規程は、平成29年10月1日から施行し、同年10月1日から適用する。
  - 附 則（平成30年3月27日）

（施行期日）
- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（国際連携研究推進委員会規程の廃止）
- 2 国立研究開発法人情報通信研究機構国際連携研究推進委員会規程（14規程第2号）は、廃止する。
  - 附 則（平成31年1月22日）
- 1 この規程は、総務大臣による国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第9条に基づく実施計画認可の日（平成31年1月25日）から施行する。
- 2 国立研究開発法人情報通信研究機構IoT機器調査準備室設置規程（18規程第10号）は廃止する。
  - 附 則（平成31年2月19日）

この規程は、平成31年2月19日から施行する。
  - 附 則（令和元年11月12日）

この規程は、令和元年12月1日から施行する。
  - 附 則（令和2年3月10日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。
  - 附 則（令和2年3月24日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。
  - 附 則（令和2年3月31日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。
  - 附 則（令和3年3月30日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月29日）

この規程は、令和3年6月29日から施行する。

附 則（令和3年11月24日）

この規程は、令和3年11月24日から施行する。

附 則（令和4年3月16日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月21日）

この規程は、令和4年6月21日から施行する。

附 則（令和5年2月22日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日）

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月20日）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年7月18日）

この規程は、令和5年7月18日から施行する。

附 則（令和6年3月28日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（ダイバーシティ推進室設置規程の廃止）

2 国立研究開発法人情報通信研究機構ダイバーシティ推進室設置規程（22規程第64号）は廃止する。

附 則（令和6年6月25日）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和6年8月27日）

1 この規程は、令和6年9月1日から施行する。

（A I 研究開発推進本部設置規程の廃止）

2 国立研究開発法人情報通信研究機構A I 研究開発本部組織規程（20規程第49号）は廃止する。

附 則（令和6年9月19日）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年1月21日）

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）附則第3条第2項の規定により出資継続業務を行う場合における第186条第16号の規定の適用については、同号中「及び同条第2項の総務大臣の承認」とあるのは、「並びに国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二十六号）第1条の規定による改正前の機構法施行令第3条第2項の総務大臣及び財務大臣の承認」とする。

附 則（令和7年6月24日）

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

附 則（令和7年11月4日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月10日）

この規程は、令和7年12月10日から施行する。

附 則（令和8年3月26日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月21日）

この規程は、令和8年4月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第11条、第14条、第40条、第42条、第43条、第48条、第57条、第70条、第86条、第108条、第117条、第119条、第139条、第145条、第187条、第189条、第266条及び第299条関係）

事業所の名称	組 織	所 在 地
本部	電磁波研究所 ネットワーク研究所 サイバーセキュリティ研究所 ユニバーサルコミュニケーション研究所 未来ICT研究所 Beyond Connectivity研究開発推進ユニット AI研究開発推進ユニット 量子ICT協創センター テストベッド研究開発推進センター 先端ICTデバイス研究開発推進センター オープンイノベーション推進本部 FAユニット イノベーションハブユニット NRAユニット イノベーション推進部門 グローバル推進部門 デプロイメント推進部門 グローバル研究戦略推進ユニット 総務部 財務部 経営企画部 業務企画部 広報部 イノベーションデザインイニシアティブ NICTナレッジハブ ダイバーシティ推進室 IGS開発室 GPAI専門家コミュニティ東京センター事務局 監査室	東京都小金井市
ユニバーサルコミュニケーション研究所	ユニバーサルコミュニケーション研究所 イノベーション推進部門	京都府相楽郡精華町
未来ICT研究所	電磁波研究所 未来ICT研究所 Beyond Connectivity研究開発推進ユニット	兵庫県神戸市

	ニット 先端ICTデバイス研究開発推進センター イノベーション推進部門	
ワイヤレスネットワーク研究センター	ネットワーク研究所 Beyond Connectivity研究開発推進ユニット	神奈川県横須賀市
脳情報通信融合研究センター	未来ICT研究所 イノベーション推進部門	大阪府吹田市
イノベーションセンター	サイバーセキュリティ研究所 Beyond Connectivity研究開発推進ユニット GPAI 専門家コミュニティ東京センター事務局	東京都中央区
レジリエントICT研究センター	電磁波研究所 ネットワーク研究所 レジリエントICT研究センター イノベーション推進部門	宮城県仙台市
鹿島宇宙技術センター	ネットワーク研究所	茨城県鹿嶋市
北陸連携研究センター	サイバーセキュリティ研究所 テストベッド研究開発推進センター 北陸連携研究センター イノベーション推進部門	石川県能美市
三鷹ネットワーク運用センター	テストベッド研究開発推進センター	東京都三鷹市
沖縄電磁波技術センター	電磁波研究所	沖縄県国頭郡恩納村
アジア連携センター	グローバル推進部門	タイ王国バンコク都
北米連携センター	サイバーセキュリティ研究所 グローバル推進部門	アメリカ合衆国ワシントン特別区
欧州連携センター	グローバル推進部門	フランス共和国パリ市
サイバーセキュリティリカレントエボリューションセンター	サイバーセキュリティ研究所	東京都武蔵野市
CYXROSS CORE	サイバーセキュリティ研究所	東京都千代田区

別表第2（第299条関係）

施設等の名称	所在地
おおたかどや山標準電波送信所	福島県田村市
はがね山標準電波送信所	佐賀県佐賀市
サロベツ電波観測施設	北海道天塩郡豊富町
山川電波観測施設	鹿児島県指宿市
大宜味大気・電波観測施設	沖縄県国頭郡大宜味村
大洗テストフィールド	茨城県東茨城郡大洗町